

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月14日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：30件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	循環水系逆洗弁ピットのストームドレンサンプポンプ（A、B）出口逆止弁の点検において、弁棒・ロックナット・ワッシャーに腐食が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	循環水系逆洗弁ピットのストームドレンサンプポンプ（B）レベルスイッチに接点動作不良が認められたため、当該スイッチを点検・修理	D	
3	1号機	定期事業者検査（監視機能健全性確認検査（エリア放射線モニタ））の事前確認において、検査要領書に誤記が認められたため、当該要領書を改訂及び対応検討	D	
4	1号機	主復水器細管洗浄装置（C）ボール循環ポンプドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
5	1号機	廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンク（B）用レベル計に指示値不良が認められたため、当該レベル計を点検・修理	D	
6	1号機	タービン補機冷却系ポンプ（B、C）用ベント管接続部よりリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	1号機	原子炉補機冷却系ポンプ（B）用ベント弁ハンドルの取付ナットの外れが認められたため、当該ナットを取付	D	
8	1号機	格納容器内雰囲気モニタ系酸素水素濃度演算器の電源喪失により「演算器異常」の警報発生が認められたため、当該演算器の電源装置を点検・修理	D	
9	2号機	取水設備スクリーン洗浄水ポンプ（B）に異音が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
10	2号機	原子炉再循環系ポンプ（A、B）用入口温度記録計の記録用紙送り機構に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
11	2号機	主タービンリフトポンプ（6）の圧力指示計内に油溜まりが認められたため、当該圧力指示計を点検・修理	D	
12	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（A）出口流量計に指示値不良が認められたため、当該流量計を点検・修理	D	
13	2号機	共用プール建屋屋上の消火器格納箱下部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	

14	2号機	主復水器細管洗浄装置（C2）ボール循環ポンプに起動不能が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
15	2号機	タービン建屋消火系放水弁（1箇所）にグランドリーク（1滴／3秒）及びシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	2号機	復水給水系酸素注入装置酸素ガスポンベ（A）系ポンベ出口弁接続部（2箇所）及び出口弁グランド部（1箇所）にリーク（かに泡程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	10月22日再審議にて 機器名を変更 【誤】ポンベ（B）系→ 【正】ポンベ（A）系
17	3号機	復水給水系酸素注入装置酸素ガスポンベ（A）系ポンベ出口弁グランド部（1箇所）よりリーク（かに泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	3号機	原子炉建屋4階ほう酸水注入系エリア用空調機の基礎コンクリートの一部にひび及び剥離が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	3号機	主発電機冷却系水素ガス置換用の二酸化炭素ガスポンベ出口ヘッダーの圧力計のガラスカバーにひび割れが認められたため、当該ガラスカバーを点検・修理	D	
20	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器（B）チューブ渦流探傷検査において、閉止栓施工推奨チューブ（1本）が認められたため、閉止栓を施工	D	
21	4号機	主発電機励磁装置室換気空調系局所空調機（A）のフィルタに汚れが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	対象外	
22	6号機	原子炉建屋天井クレーン付補助ホイスト及び原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋ホイストの定期点検表に誤記が認められたため、対応検討	D	
23	6号機	取水設備バースクリーン（10台）に貝や藻の付着が認められたため、当該バースクリーンを点検・清掃	D	
24	6号機	主発電機計器点検口カバー締め付けボルトに空回りが認められたため、当該ボルトを締付	D	
25	6号機	現場監視用TVモニタ装置（中央操作室設置）の原子炉建屋換気空調系冷却装置制御盤監視カメラに動作不良が認められたため、当該カメラ装置を点検・修理	D	
26	集中環境施設	高温焼却炉設備排気筒プロセス放射線モニタに「除湿器出口温度高（9℃）」の警報が発生し、サンプリングポンプがトリップしたため、当該除湿器を点検・修理	D	
27	集中環境施設	所内蒸気戻り系プロセス主建屋用フラッシュタンク入口弁のハンドル取付ナットのネジ山に摩耗が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
28	集中環境施設	補助ボイラ（C）バーナー噴霧蒸気用配管ストレーナに詰りが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	対象外	
29	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液供給ポンプ（A）に軸シール水のインリークが認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
30	その他	定期検査用機材倉庫内の架台増設工事において、増設架台強度検討書に誤りが認められたため、対応検討	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで